

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

わが国では、平均寿命がさらに伸長すると予測されており、高齢化が進展し医療や介護に係る負担が一層増すと予想されています。

一方で、これまでのような高い経済成長が望めない可能性があります。

こうした中、活力ある社会を実現するためには、生活習慣病*1予防をはじめとした健康づくりを推進することが重要となります。

本市では、平成16年3月に市の健康増進計画である「健康づくり伊達21」を策定し、市民一人ひとりが日常生活における健康づくりの大切さを自覚し、健康的な生活習慣の実践により生活の質を高めていくことができるよう取り組んできましたが、平成24年度で計画期間が終了となり、国の基本方針が改正（「健康日本21(第2次)」）されたことから、市民・関係団体・行政が一体となり、より一層健康づくりに取り組むため、新たに「第2次健康づくり伊達21」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

「第2次健康づくり伊達21」は、健康増進法第8条第2項に基づく本市の健康増進計画として、国の「健康日本21(第2次)」及び北海道の「すこやか北海道21」との整合性を図りながら策定しました。

また、計画の推進にあたっては、第六次伊達市総合計画に即しながら、特定健康診査等実施計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画などとの整合性と連携を図りすすめます。

3. 計画の期間

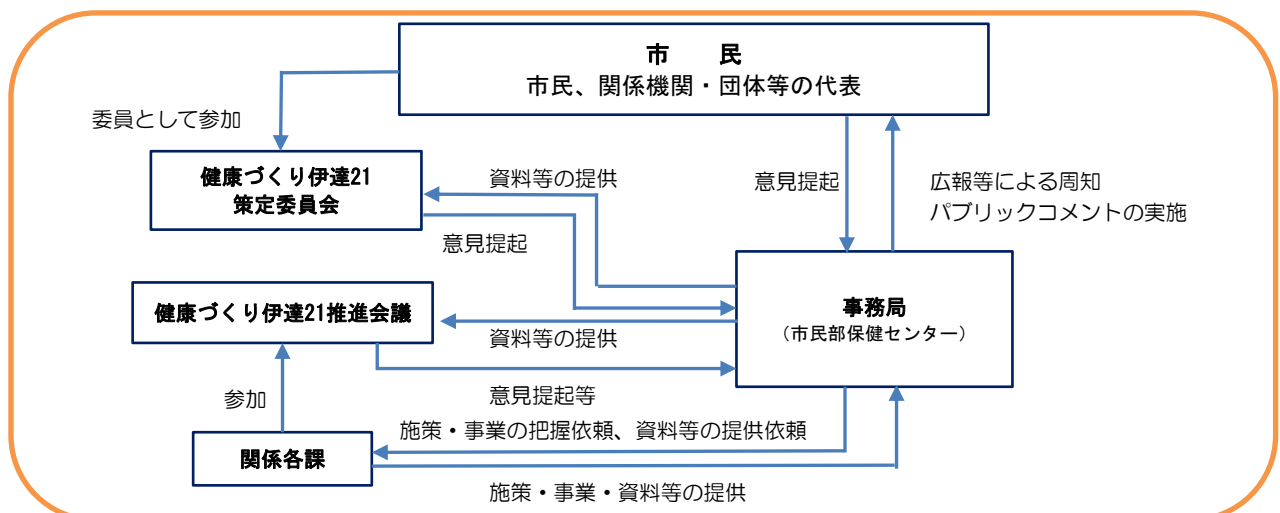
本計画の期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とします。

4. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、関係団体からの推薦とまちづくり人材登録からの委員12名による策定委員会を設置しました。

また、関連計画・施策などとの調整を図りながら計画案を検討する場として、前計画の進行管理を目的に設置した、市役所内の関係する部署で構成する「健康づくり伊達21推進会議」を位置づけました。

さらに、計画素案に対する市民意見の募集を行い、市民のみなさんの意見を反映した計画策定に努めました。



5. 計画の推進体制

一人ひとりが健康的な生活習慣を身につけていくためには、行政や関係団体などが一体となって、個人の主体的な健康づくりを支えていく環境づくりが重要です。

また、健康づくりは幅広い分野にまたがるものであることから、庁内関係課、関係機関・団体等がそれぞれの役割を理解し、相互に連携し、一人ひとりの健康づくりを支え推進することが大切です。

(1) 各実施主体の役割

①市民・家庭の役割

一人ひとりが主役です。「自分の健康は自分でつくる」という考えのもと、自主性・主体性を持ち、自分にできる健康づくりを実践します。

また、家庭は主な生活習慣を身につける場です。こころの安らぎを得て、毎日の活動の源となり、一人ではできないことも家族の協力や支えがあれば可能になることもあります。

②地域団体の役割

健康づくり活動において、自治会や各々の目的で活動している団体は、各団体の特性を生かし、地域の人たちに場所の提供や活動への参加を呼びかけるなど、活動の輪を広げるとともに、地域のつながりを強化し、健康を支えていくことが期待されます。

③保健医療専門家の役割

市民の健康問題に対する働きかけや生活習慣に関する知識や情報を提供するなど健康づくり全般におけるよき助言者としての役割が期待されます。

④職域・事業所の役割

職域は、青年期から壮年期の方が一日の大半を過ごす場であり、健康づくりを推進するうえで重要な役割を果たす場です。

健診の実施をはじめ、分煙や防煙などの喫煙に対する取り組みなど、職場環境の整備に努めることが期待されます。

⑤行政の役割

市民の健康づくりを効果的・計画的に推進するため、関係機関・団体、事業所など、地域におけるそれぞれの実施主体との連携による効果的な施策・事業の実施に努めます。

また、健康づくりに関する情報を市民に積極的に提供するとともに、地域において健康づくりを推進する人材の確保や活動組織の育成をすすめます。

(2) 市民や関係団体等との連携による計画の推進

健康づくりを推進するためには、行政はもちろん、個人や家庭、地域のさまざまな機関や団体との協働が不可欠です。

そのため、行政は、事業の推進や進捗状況について情報交換をしながら健康づくりをすすめます。

(3) 計画の周知

計画の推進にあたっては、本計画の趣旨、目標、具体的行動計画など、計画の内容を広く市民の方に理解いただくことが前提となります。

このため、各種保健事業の実施の際に、計画内容の説明、広報やホームページを通じた情報の提供などにより計画の周知に努めます。

6. 計画の進行管理と評価

(1) 進捗状況の把握

計画の進捗状況については、毎年度の事業実績や統計資料、地域団体や関係各課からの情報収集により随時把握するとともに、情報の共有に努めます。

(2) 伊達市健康づくり推進協議会

本計画に基づく施策や取り組みについては、市の健康づくり事業の総合的な方策についての協議機関である「伊達市健康づくり推進協議会」において、評価・見直しを行うとともに、本計画の進捗状況について意見を聴き、施策を推進します。

(3) 健康づくり伊達21推進会議

市役所内の推進体制として、前計画策定時に進行管理を目的に設置した「健康づくり伊達21推進会議」において、年度ごとの進捗状況を把握し、本計画の着実な推進を図ります。

(4) 計画の評価

計画の中間年度にあたる平成30年度に中間評価及び見直しを行い、平成34年度に最終評価を行うこととします。